

I 論点における基本的な項目の考え方

1 地下水利用協力金制度継続の必要性

協力金制度を継続します。地下水保全事業は、「地下水総合保全管理計画」での水収支の計画的な管理において、必要不可欠なものであり、この財源となる地下水利用協力金制度も継続していくべきです。

2 水道料金と協力金の性格（法的な視点を含め。）

協力金は、法的な視点からは地下水使用料と規定できません。このため、地下水の人工かん養を始めとする地下水保全事業を行うために、地下水利用事業者からもその財源の協力いただくことを主な目的としています。しかし、秦野盆地の地下水を利用するという面からは、使用料的な意味合いがないとは言い切れません。

II 論点における具体的な項目の考え方

3 協力金単価の改定について

A 据え置き

地下水利用協力金は、2面的な性格を持つとはいえ、主たる徴収目的である地下水保全事業費の不足が見込まれない以上、今回は値上げについては、地下水利用事業者の理解が得られないと考えられます。

B 増額

地下水利用事業者は、既得権として、地下水を自由にくみ上げることが可能な一方、水道利用者は、その自由がないということは、同じ盆地の地下水を使用している者として、公平性に欠けています。このため、水道料金改定相当分、或いは地下水保全事業費の収入不足を補う分だけ、値上げを行うべきです。

付属する検討項目

増額時期は、市長の判断に委ねます

4 地下水利用協力金の単価が水道水供給単価の3分の1以内であること

C 地下水保全事業費の不足が見込まれるかどうかの基準により、改定の判断を検討していけるようにする必要があります。

D 水道水供給単価の3分の1以内の基準は、継続します。

矛盾があるとはいえ、基準が変わることは、これまでの協力金単価設定の根拠がなくなり、混乱を招く恐れがありますので、据え置くべきです。

5 対象を1日20m³以上とすること

E 1m³から対象とします

協力金の対象は、全ての事業者とし、1m³以上から対象とするよう、見直す必要があります。

F 現行制度（1日20m³以上を対象）を継続します

地下水保全条例により、新たな地下水利用事業者の増加はありません。今後も現在の締結事業者と締結していくことを考慮すると定着している現行の基準を見直す必要はないと考えます。

III 論点における付帯意見に結びつけられる考え方

6 地下水専用水道の問題や水道への切り替えの問題について

水道料金体系に地下水から水道への切り替えた場合の減免制度については、県企業庁なども制度化していますので、この減免制度などを設置するよう、検討する必要があります。